

平成 29 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 竹 本 容 器 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 竹 本 笑 子
(コード番号：4248 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 門 統 括 兼 戸 田 琢 哉
経 営 企 画 室 長
(TEL. 03-3845-6107)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 29 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日付当社開示資料「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」をご参照下さい。

【本資金調達目的】

当社グループは、昭和 28 年 5 月の設立以来、「生活上必要不可欠なカタチ（容）あるウツワ（器）－容器を通じて、顧客の商品である内容物の価値を安全に包み、保存し、さらにその商品のイメージや個性を高め世界の器文化に貢献すること」を使命と捉え、デザイン性や機能性に優れた包装容器を開発し、日本、中国、アメリカやヨーロッパなどの幅広い地域で提供してまいりました。

当社グループは、顧客の多様な注文に応えつつ、より低いコストで容器を提供するために、自社で容器の企画、設計を行い、容器を製造するための金型を自社で保有している、いわゆる「スタンダードボトル」の企画開発に注力しており、平成 29 年 3 月末現在、スタンダードボトル用金型を 3,131 型保有するにいたっております。また、顧客が金型代を負担するカスタムボトルに関しても、当社がすでに保有している金型を効果的に利用することで、初期投資を抑えた製品開発の提案を行うことで、開発提案型ボトルパッケージングメーカーとしてさらなる成長を目指しています。

当社グループの主要顧客が所属する化粧品業界や食品業界では、多種多様な商品が発売され、その内容物そのものの差別化だけではなく、手で触れる包装容器に対しても内容物の価値や個性を強めるデザインや機能が求められる一方で、商品のライフサイクルも相対的に短期化し、包装容器も含めた製品開発に従来ほど十分な期間や費用をかけにくい状況となっております。当社グループとしては、このような顧客を取り巻く環境への対応に 대응することが重要であると考えており、新製品開発力の強化を目的として、サンプル数を保持し、加飾イメージを含めた容器やデザインの総合的な提案を行うための専門基地としての本社新社屋（デザインラボ・本社付随の研究施設）の建設を計画しております。

また、海外においては、日本と中国以外の地域への進出に伴い、グローバルな観点で効率的な製品の供給体制やロジスティック体制を構築しつつ営業展開を行うことで、開発提案型ボトルパッケージングメーカーとしての地歩を世界市場で確立していきたいと考えております。その一環として、平成 28 年 8 月にインド子会社を設立しており、平成 30 年の稼働を目指して、将来のインド国内の需要増加に対応していくための生産拠点の建設を予定しております。

今般の新株式発行による資金調達は、上記の本社新社屋（デザインラボ）の建設及びインド子会社による工場の新設、機械設備及び金型等への設備投資資金に充当することで、当社製品の供給能力向上及び顧客への製品開発力の発信力の増強を図ることを目的としております。また、資本増強による財務体質の強化も図ることで、当社の中長期的な成長を目指すものであります。

さらに、同時に引受人の買取引受けによる株式売出しを実施することにより、当社株式の株式分布状況の改善及び流動性の向上を図ってまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | | |
|---|---|----------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 500,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成29年6月6日（火）から平成29年6月9日（金）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。 | |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 | |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、大和証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、野村証券株式会社、株式会社SBI証券、SMB Cフレンド証券株式会社、東海東京証券株式会社及び香川証券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。 | |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 | |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 | |
| (7) 払込期日 | 平成29年6月16日（金） | |
| (8) 申込株数単位 | 100株 | |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、 | 当社代表取締役社長に一任する。 | |
| (10) 前記各号については、 | 金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 50,000株
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。
なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成29年6月19日（月）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 大和証券株式会社による当社普通株式の売出しは、売出人である大和証券株式会社が当社の株主である竹本雅英より買取る（以下、「大和証券株式会社による本買取」という。）当社普通株式50,000株について売出しを行うものであり、大和証券株式会社による本買取が中止された場合は、引受人の買取引受けによる売出しも中止する。また、引受人の買取引受けによる売出しを中止した場合には、大和証券株式会社による本買取も中止される。
- (9) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 82,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。
最終の売出株式数は、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 大和証券株式会社が、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、82,000株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成29年6月19日（月）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- | | | |
|---|--|---------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 82,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。 | |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 | |
| (4) 割当先 | 大和証券株式会社 | |
| (5) 申込期日 | 平成29年6月27日（火） | |
| (6) 払込期日 | 平成29年6月28日（水） | |
| (7) 申込株数単位 | 100株 | |
| (8) 上記（5）記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。 | | |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 | | |
| (10) 前記各号については、本新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | | |

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、82,000株を上限として大和証券株式会社（以下、「大和証券株式会社」という。）が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成29年5月29日（月）開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式82,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成29年6月28日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成29年6月23日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	5,682,200株	(平成29年5月29日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	500,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	6,182,200株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	82,000株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	6,264,200株	(注)

(注) 上記(4)及び(5)は前記<ご参考>1.に記載のとおり変更する可能性があります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資の手取概算額合計上限935,217,680円について、250,000千円を平成30年4月末までに本社における建物に係る設備投資資金の一部に、残額を平成30年7月末までに連結子会社であるTAKEMOTO YOHKI INDIA PRIVATE LIMITEDへの投融資資金に充当する予定であります。

TAKEMOTO YOHKI INDIA PRIVATE LIMITEDは、当該投融資資金を工場新設、機械設備及び金型等に係る設備投資資金の一部に充当する予定であります。

なお、具体的な支払いが発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、当社の設備計画の内容については、平成29年5月29日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成29年4月30日現在）、以下のとおりとなっております。

①当社

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完成予定年月	完成後の増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社	東京都台東区	建物 ソフトウェア 等	659,064	51,758	増資資金、 自己資金 及び 借入金	平成28年10月	平成30年4月	—
吉川事業所	埼玉県吉川市	機械装置等 (研究開発)	178,400	—	自己資金	平成29年1月	平成29年12月	—
結城事業所	茨城県結城市	機械装置・ 金型工具、 器具及び備品	1,021,010	4,400	自己資金 及び 借入金	平成28年9月	平成29年12月	機械装置 21台
岡山事業所	岡山県勝田郡	機械装置等	416,700	—	自己資金	平成29年2月	平成29年10月	機械装置 11台

②子会社

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完成予定年月	完成後の増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
竹本容器(昆山) 有限公司	中国 江蘇省 昆山市	機械装置・ 金型・ 工場増設等	1,241,500	—	自己資金 及び 借入金	平成29年1月	平成30年4月	機械装置 9台
TAKEMOTO YOHKI INDIA PRIVATE LIMITED	インド グジャラート州 アーメダバード	工場新設・ 機械設備・ 金型等	940,000	—	当社からの 投融資資金 (注)、 自己資金 及び 借入金	平成29年1月	平成30年3月	延べ面積 6,417 m ² 機械装置 12台

(注) 当社からの投融資資金については、今回の増資資金より投融資を行います。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達に伴う今期の業績に与える影響はありません。なお、今回の調達資金を上記3.(1)に記載の用途に充当することにより、当社製品の供給能力向上及び顧客への製品開発力の発信力の増強並びに財務体質の強化につながり、当社の中長期的な成長に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当については取締役

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

会であります。なお、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができ、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、経営基盤を強化し、市場ニーズに応える新製品開発、生産体制の構築、さらには、グローバルな生産、販売体制の確立に向け有効投資してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
1株当たり連結当期純利益	112.97円	145.65円	147.30円
1株当たり年間配当金 (内、1株当たり中間配当金)	19.00円 (1円)	28.00円 (12.00円)	30.00円 (14.00円)
実績連結配当性向	16.8%	19.2%	20.4%
自己資本連結当期純利益率	13.1%	15.5%	14.5%
連結純資産配当率	2.3%	3.0%	2.9%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
 2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
 3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（連結純資産合計で期首と期末の平均）で除した数値です。
 4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
 5. 平成26年9月12日を効力発生日として普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。このため、平成26年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり連結当期純利益及び1株当たり連結純資産を算定しております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式のストック・オプションを発行しています。当該新株予約権の内容は次のとおりであります。なお、今回の一般募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数(6,264,200株)に対する下記の交付株式残数の比率は0.55%となる見込みです。

(注) 下記交付株式残数がすべて新株式で交付された場合の潜在株式の比率です。

新株予約権（ストック・オプション）の付与状況（平成29年5月29日）

取締役会決議日	交付株式 残数	新株予約権の 行使時の払込 金額	資本組入額	行使期間
平成28年4月20日	9,000株	1円	692円	自 平成28年5月13日 至 平成68年5月12日
平成28年4月20日	16,800株	1,679円	1,108円	自 平成34年5月12日 至 平成38年4月20日
平成29年3月28日	8,600株	1円	667円	自 平成29年4月18日 至 平成69年4月17日

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金	摘要
平成26年12月16日	370,462千円	285,231千円	332,289千円	(注) 1
平成26年12月25日	93,656千円	332,059千円	379,117千円	(注) 2

(注) 1 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

2 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
始 値	918円	897円	1,940円	1,957円
高 値	940円	2,344円	2,155円	1,990円
安 値	851円	893円	1,356円	1,616円
終 値	887円	1,943円	1,955円	1,810円
株価収益率	7.9倍	13.3倍	13.3倍	—

(注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所におけるものであります。

2. 平成29年12月期の株価については、平成29年5月26日現在で表示しています。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成29年12月期については未確定のため表示しておりません。

4. 当社株式は、平成26年12月17日から東京証券取引所第二部に上場しております。それ以前については、該当事項がありません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、当社株主である竹本雅英、竹本笑子、竹本えつこ、深澤隆弘、竹本眞理及び深澤英里子は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、大和証券株式会社による本買取等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割及びストック・オプションの行使による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。